

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本私鉄労働組合総連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 30 年 2 月 18 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

退職金改定

平成 30 年 2 月 14 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別 記

江ノ島電鉄株式会社(神奈川)、アルピコ交通株式会社(千葉、東京、山梨、長野、岐阜、愛知、京都、大阪)